

# 平成26年度小田原市職員採用試験案内

## [任期付職員] 福祉職、保育士・幼稚園教諭

### 1 試験区分、受験資格及び採用予定人員

試験区分	受験資格（※1）	採用予定人員
<b>福祉職</b> 【手話通訳の有資格者・一般任期付（※2）】	昭和30年4月2日以降に生まれ、手話通訳士又は都道府県の手話通訳者の資格を有するかた	1人程度
<b>保育士・幼稚園教諭</b> 【育児休業代替任期付（※3）】	昭和32年4月2日以降に生まれ、保育士又は幼稚園教諭の資格を有し、いずれかの職務経験が3年以上あるかた（※4）	若干名

#### ※1（全試験区分共通）

- (1) 次のいずれかに該当するかた（地方公務員法第16条の規定に該当するかた）は、受験できません。
- ア 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ウ 小田原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) 外国籍のかたも受験できます。ただし、平成27年4月1日において就職が制限される在留資格の人は、採用されません。

#### ※2（一般任期付）

任期は平成27年4月1日から3年間となります。勤務状況により、さらに2年までの延長があります。

#### ※3（育児休業代替任期付）

育児休業代替任期付職員とは、育児休業を取得する職員（任期の定めのない職員）の代替として任期（雇用期間）を定めて採用され、その任期が満了すると退職となる職員をいいます。

任期は、育児休業取得者の育児休業期間に応じて決定されますが、おおむね1～2年程度となる予定です。

採用試験合格者は、採用名簿に登録され、育児休業取得者の状況により、平成27年4月1日以後に順次採用となります。ただし、採用試験に合格しても、育児休業取得者が想定よりも少なかった場合、採用されないこともあります。

#### ※4（保育士・幼稚園教諭・職務経験3年以上）

保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有し、常勤の保育士又は幼稚園教諭として、保育所又は幼稚園に勤務した経験が3年以上あるかたが対象となります。複数の保育所又は幼稚園に勤務した経験があり、通算の経験が3年以上あるかたも対象に含みます。

### 2 試験日程等

	試験内容	試験期日	試験場所
第1次試験	適性検査・個別面接	2月7日（土）	小田原市役所
第2次試験（第1次試験合格者）	個別面接	2月中の指定する日	

### 3 申込方法

(1) 提出書類を郵送又は持参してください。

- ・郵送あて先 〒250-8555 小田原市荻窪300番地 小田原市企画部職員課人事研修係あて  
※「採用試験申込書在中」と記載の上、「普通郵便」又は「特定記録郵便」で郵送してください。
- ・持参する場合の提出受付場所は、市役所3階職員課（赤通路）です。

(2) 提出書類

- ・申込書（本人自筆、署名、写真貼付 [申込日前3か月以内に撮影したもの、縦4cm×横3cm、上半身、脱帽、正面向き]、指定の用紙又は指定様式を両面印刷[A4サイズ]したもの）

(3) 申込書は、市役所職員課（3階）のほか、総合案内（2階）、守衛室（1階）、消防（各署所）、タウンセンター、支所・連絡所、窓口コーナーで配付しています。また、小田原市のホームページからダウンロードもできます。

**受付期間** 郵送の場合：1月29日（木）消印有効  
 持参の場合：1月19日（月）から1月30日（金）まで（土、日、祝日を除く）の  
午前8時30分から午後5時まで

#### 4 適性検査の内容

能力適性検査	職務に求められる基礎的な能力を測定する検査です。事前の公務員試験対策を必要としない内容です。
性格適性検査	職務行動に関する性格的な特徴を測定する検査です。人物理解を深めるための資料とします。

#### 5 試験結果の開示

試験の結果については、小田原市個人情報保護条例第19条第1項の規定により、受験者本人の口頭による開示の請求ができます。電話連絡の上、市役所開庁時間内に、受験者本人が受験票又は顔写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参し、直接職員課（3階・赤通路）までおいでください。

- (1) 口頭による開示の請求ができる項目 適性検査の得点等
- (2) 口頭による開示の請求ができる期間 合否の発表の日から1月間
- (3) 開示の方法 閲覧

#### 6 採用後の主な職務内容と配属部署

【福祉職】福祉の専門職として、障がい者に関する相談業務及び手話通訳に従事するほか、生活支援や自立支援、相談援助、福祉政策の事業実施など、福祉行政に関するあらゆる業務に従事します。【障がい福祉課など】  
 【保育士・幼稚園教諭】保育士として各保育園に、又は幼稚園教諭として各幼稚園に配属されます。

#### 7 給与

一般任期付職員（福祉職）の初任給は、合格者の学歴及び卒業後の職務経験年数に応じて決定されます。育児休業代替任期付職員（保育士・幼稚園教諭）の平成27年1月1日現在の初任給は、187,700円となります。このほかに、地域手当（給料と扶養手当の3%）、住居手当（30,000円以内）、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末・勤勉手当（6月と12月に支給）、扶養手当などが、それぞれの支給条件に応じて支給されます。なお、これらの額は、給与改定に伴い変更になる場合があります。

#### 8 勤務条件

- (1) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (3) 休暇 年次休暇年間20日付与（採用1年目は採用月により日数が変わります。）、特別休暇、介護休暇など

#### 9 平成25年度試験結果（参考）

※育児休業代替任期付

試験区分	試験受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数
保育士・幼稚園教諭	5	4	3

※福祉職（手話通訳の有資格者・一般任期付）は、過去に採用がないため、記載していません。

#### 10 注意事項

- (1) 書類不備の場合は、受け付けません。特に受験資格に係る項目の記載もれには注意してください。
- (2) 申し込みを受け付けたかたに受験票を発送しますが、2月5日（木）までに受験票が到着しない場合には、2月6日（金）までにお問い合わせください。
- (3) 第1次試験の受験案内については、受験票に記載してあります。
- (4) 受験資格がないこと、又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (5) 試験日時や会場、試験内容等は予定ですので、変更する場合があります。

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地  
 小田原市役所 企画部 職員課 人事研修係（3階・赤通路）  
 電話 0465(33)1241 ホームページ <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/saiyou.html>